

作成日：2023/08/31
改訂日：YYYY/YY/YY

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称、品番 : 不飽和ポリエステル樹脂系 着色ゲルコート

供給者の会社名称 : パナソニック ハウジングソリューションズ株式会社

住所 : 大阪府門真市大字門真 1048 番地

電話番号 : 06-6908-6563 (水廻りシステム事業部 商品開発部)

項目 2 以降については別添参照

安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

製品の種類 : 不飽和ポリエステル樹脂系の着色ゲルコート

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

引火性液体	: 区分3		
急性毒性 経口	: 区分に該当しない	経皮	: 区分に該当しない
吸入 (蒸気)	: 区分5	吸入 (粉塵、ミスト)	: 区分に該当しない
皮膚腐食性/刺激性	: 区分2	眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	: 区分2A
呼吸器感受性	: 分類できない		
皮膚感受性	: 区分に該当しない	生殖細胞変異原性	: 区分2
発がん性	: 区分1B	生殖毒性	: 区分1B
特定標的臓器/全身毒性 (単回ばく露)	: 区分1	臓器 (中枢神経系、神経系) の障害	
		区分3 呼吸器への刺激のおそれ	
特定標的臓器/全身毒性 (反復ばく露)	: 区分1	長期ないし反復曝露による臓器 (神経系、呼吸器、血液系 肝臓) の障害	
誤えん有害性	: 区分に該当しない		
水生環境有害性 短期 (急性)	: 区分2	水生環境有害性 長期 (慢性)	: 区分に該当しない

【GHSラベル要素】

絵表示 : 炎・感嘆符・健康有害性
 注意喚起語 : 危険
 危険有害性情報 :



- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ・引火性液体および蒸気 | ・飲み込むと有害のおそれ |
| ・皮膚に接触すると有害のおそれ | ・吸入すると有害のおそれ |
| ・皮膚に刺激 | ・重篤な眼への刺激 |
| ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ | ・遺伝性疾患のおそれの疑い |
| ・発がんのおそれ | ・生殖能または胎児への悪影響のおそれ |
| ・呼吸器への刺激のおそれ | ・飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ |
| ・臓器の障害 | ・長期又は、反復ばく露による臓器の障害 |
| ・水生生物に毒性 | |

注意書き :

《安全対策》

- ・全ての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。
- ・使用前に取扱説明書を手入手すること。
- ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
- ・静電気放電や火花による引火を防止すること。
- ・保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護マスクを着用すること。
- ・屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
- ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・取扱い後は手を良く洗うこと。

《保管》

- ・容器を密閉して涼しく換気の良いところで、施設して保管すること。

《救急処置》

- ・火災の場合には適切な消火方法をとること。
- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・目に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。
- ・皮膚等に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。直ちにすべての汚染された衣類を脱ぐこと。
- ・飲み込んだ場合：清浄な水で口の中を洗浄し、すみやかに医師の診断、手当を受けること。
- ・ばく露又はその懸念がある場合は、医師の診断、手当を受けること。
気分が悪い時には、医師の診断、手当を受けること。

《廃棄》

- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質等の特定：混合物

化学物質等の分類：引火性液体、急性毒性物質、その他の有害物質

成分及び含有量（危険有害物質を対象）

化学物質名	CAS No.	含有率(%)	P R T R法に関する情報
不飽和ポリエステル	—	40~50	—
ステレン	100-42-5	43	第1種指定化学物質 管理番号 240号
酸化チタン	13463-67-7	1~10	—
非晶質シリカ	7631-86-9 112926-00-8	1~5	—
コバルト有機化合物	—	1%未満	(第1種指定化学物質 管理番号 132号)

4. 応急措置

【吸入した場合】

- ・蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所へ移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受けること。

【皮膚に付着した場合】

- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
- ・汚染された衣類をとりのぞくこと。
- ・大量の水および石鹸又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- ・外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。

【目に入った場合】

- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・直ちに医師に連絡すること。

【飲み込んだ場合】

- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受ける。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

【応急措置をする者の保護】

- ・適切な保護具（保護めがね、保護マスク、手袋等）を着用する。
- ・換気を行う。

5. 火災時の措置

【使用可能な消火剤】

- ・炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂

【消火方法】

- ・水を消火に用いてはならない。
- ・可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
- ・高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。
- ・適切な保護具（耐熱着衣等）を着用する。
- ・指定の消火剤を使用すること。
- ・消火活動は風上から行う。

6. 漏出時の措置

【人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置】

- ・作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
- ・付近の着火源・高温体および付近の可燃物を素早く取り除く。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。

【環境に対する注意事項】

- ・河川への排出等により、環境への影響を起こさないように注意する。

【封じ込め及び浄化の方法・機材】

- ・漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には、盛り土で囲って流出を防止する。

7. 取扱い及び保管上の注意

【取扱い】

- ・換気の良い場所で取り扱う。
- ・容器はその都度密栓する。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。
- ・静電気対策のため、装置等は接地し、電機機器類は防爆型(安全増型)を使用する。
- ・工具は火花防止型のものを使用する。
- ・使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水に浸けておくこと。
- ・密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。
- ・皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用する。
- ・取扱後は、手・顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
- ・過去にアレルギー症状を経験している人は、取り扱わないこと。

【保管】

- ・日光の直射を避ける。
- ・通風のよいところに保管する。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

【管理濃度・許容濃度】

物質名	管理濃度	日本産業衛生学会勧告値	ACGIH (TLV)
スチレン	20ppm	20ppm	20ppm
酸化チタン	—	総粉塵 4mg/m ³	10mg/m ³
非晶質シリカ	—	総粉塵 8mg/m ³	10mg/m ³

【設備対策】

- ・取り扱い設備は防爆型を使用する。
- ・排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
- ・液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをとるように設備する。
- ・取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とすること。
- ・屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備にすること。
- ・タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。

【保護具】

- 《呼吸器の保護具》 ・有機ガス用防毒マスクを着用する。
 ・密閉された場所では、送気マスクを着用する。
- 《手の保護具》 ・有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。
- 《目の保護具》 ・取扱いには保護めがねを着用すること。
- 《皮膚および身体の保護》 ・取り扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。
 また、化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

9. 物理的及び化学的性質

- ・状態 : 液体
- ・臭い : 特有の強いにおい
- ・融点 : -30.6℃ (スチレン)
- ・引火点 : 31℃ (スチレン)
- ・蒸気圧 : 600 Pa (スチレン)
- ・溶解度 : 水に不溶
- ・自然発火温度 : 490℃ (スチレン)
- ・pH値 : 該当しない (水性のものに対して)
- ・沸点 : 145.2℃ (スチレン)
- ・爆発範囲の上限・下限 : 1.1~6.1% (スチレン)
- ・蒸気密度 : 3.6 (スチレン)
- ・n-オクタノール/水分配係数 : データなし
- ・分解温度 : 情報なし

10. 安定性及び反応性

【安定性】

- ・通常の温度、圧力の条件下では安定である。

【避けるべき条件】

- ・50℃以上の高温下では、発熱を伴う重合反応が起こることがある。

【混触危険物質】

- ・異物 (金属粉) の混入や、発熱を伴う重合反応が起こることがある。
- ・硬化剤と接触すると反応する。

【危険有害な分解生成物】

- ・燃焼により、NO_x、CO、その他低分子モノマー等の有毒ガスを発生する恐れがある。

【その他の危険性情報】

- ・情報なし

11. 有害性情報

【急性毒性】

化学名	急性毒性	がん原性 IARC
スチレン	LD50 経口 5,000mg/kg (ラット)	2B
酸化チタン	LD50 経口 >12,000mg/kg (ラット)	2B
非晶質シリカ	LD50 経口 >10g/kg (ラット)	—
コバルト有機化合物	LD50 経口 3,900mg/kg (ラット)	2B

化学名	急性毒性				皮膚刺激/腐食性	眼 重篤な損傷性、目刺激性	呼吸器感受性	皮膚感受性
	経口	経皮	吸入蒸気	吸入:粉塵、ミスト				
スチレン	区分に該当しない	分類できない	区分4	分類できない	区分2	区分2A	分類できない	分類できない
酸化チタン	区分に該当しない	区分に該当しない	分類できない	区分に該当しない	区分に該当しない	区分2B	分類できない	区分に該当しない

化学名	生殖細胞変異原性	発がん性	生殖毒性	特定臓器 (単回)	特定臓器 (反復)	誤えん有害性	水生環境 (急性)	水生環境 (慢性)
スチレン	区分2	区分1B	区分1B	区分1	区分1	区分1	区分1	区分2
酸化チタン	区分に該当しない	分類できない	分類できない	区分3	区分に該当しない	分類できない	分類できない	区分4

【皮膚腐食性・刺激性】 ・皮膚を刺激し、皮膚への繰り返し接触は、皮膚炎を起こすことがある。

【眼に対する重篤な損傷・刺激性】 ・蒸気は、目の粘膜を刺激し、炎症を起こすことがある。

【呼吸器感受性】 ・製品の情報なし。

【生殖細胞変異原性】・【発がん性】・【生殖毒性】・【特定標的臓器・全身毒性-単回ばく露】・【特定標的臓器・全身毒性-反復ばく露】・【誤えん有害性】・【その他の有害性情報】 ・製品の情報なし。

12. 環境影響情報

【一般注意事項】

- ・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。
- 特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

【生態毒性】・【残留性・分解性】・【生態蓄積性】・【土壌中の移動性】・【水生環境有害性 長期 (慢性)】

- ・製品の情報なし。

13. 廃棄上の注意

【残余廃棄物】

- ・ 廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約（マニフェスト）をして処理する。
- ・ 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・ 排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。
- ・ 廃塗料等を焼却処理をする場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。または焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。
- ・ 塗料製品、廃塗料および焼却灰などの一部は、特別管理産業廃棄物の「特定有害産業廃棄物」に該当するので廃棄は廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規に準じて行うこと。

【汚染容器および包装】

- ・ 空容器は、内容物を完全に除去してから処分する。
- ・ 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

14. 輸送上の注意

【輸送の特定の安全対策及び条件】

- ・ 取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。
- ・ 容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

【陸上輸送】

- ・ 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合には、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。

【海上輸送】 船舶安全法に定めるところに従うこと。

【航空輸送】 航空法に定めるところに従うこと。

【国連番号】 1993

【指針番号】 128

【国連分類】 クラス3（引火性液体）

15. 適用法令

消防法	: 危険物第4類第2石油類 非水溶性液体 危険等級Ⅲ
労働安全衛生法	: 令別表第1危険物（引火性のもの）
	: 法57条 名称を表示すべき物質
	: 法57条の2 名称等を通知すべき物質
	: 施行令別表第3第2号 特定化学物質第2類物質
	: がん原性物質；スチレン
化審法	: 優先評価物質（スチレン）
PRT法	: 該当（スチレン等）
毒物及び劇物取締法	: 該当しない
船舶安全法	: 危規則 危険物告示 別表第1の引火性液体類
航空法	: 引火性液体類
悪臭防止法	: 特定悪臭物質（スチレン）
海洋汚染防止法	: 有害液体物質Y類、危険物（スチレン）
その他	: 道路運送車両法（保安基準）、港則法（危険物 引火性液体類）

16. その他の情報

【引用文献】

- ・ 日本塗料工業会編集「原材料物質データベース」
- ・ 化学工業日報社「化学品安全管理データブック」
- ・ 日本科学会編「化学防災指針集成」
- ・ 国際化学物質安全カード（ICSC）
- ・ NIOSH「RTECS」

注意

本データシートは、作成時または改訂時において、製品およびその組成に関する最新の情報（危険有害性情報・取扱情報等）を集めて作成しておりますが、すべての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加・修正を行い、改訂いたします。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。

本製品を当社が認めた材料以外のものとの混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行って下さい。